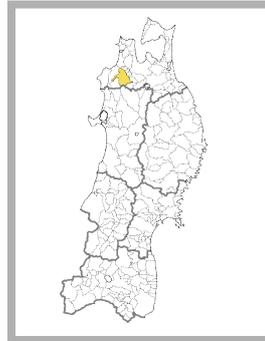


弘前市(青森県):弘南バス藍内線

住民が回数券を購入して路線導入

人口	189,043 人	モード	路線バス
面積	523.60 km ²	法令	道路運送法 第4条
人口 密度	361.04 人/km ²	運営 主体	弘南バス



■ 取組の背景

地域と交通の状況

- 旧相馬村の桐ノ木沢・藍内地区は川沿いの山間地にあり、かつては林業、近年ではりんごと米の農業が営まれている。同地区には昭和40年頃までは学校の分校もあったが、その後現在に至るまで人口減少が続いている。
- これらの地区にはもともとバス路線がなく、住民は役場、診療所はもちろん、広域圏の中心都市である弘前市に行くのに、藍内地区から5km先にある相馬地区のバス停まで歩かなくてはならなかった。両地区からは路線バスを走らせて欲しいという要望が出ており、議会からも一般質問がたびたび出され、旧相馬村も長期にわたり弘南バスに対して要請を行ってきた。しかし採算面から実現ができずにいた。

【人口減少】【交通不便地域の存在】

活用メニュー(制度・協議会等)

- 路線開設当初は住民および村負担により運営。平成13年からは国の補助制度(地方バス路線維持対策)を活用。

【地方バス路線維持対策】

■ 実現したサービス

サービス内容

【路線設置】

- 住民が一世帯当たり1,000円/月の回数券を購入し、村も補助金を出すことで平成8年2月より既存バス路線(相馬線)の藍内地区までの延長を実現した。
- ダイヤは右記のように3往復設定されており、藍内発は早期及び朝と午後に設定されている。早朝便は通学利用を、朝便は通院利用を意識した。
- 所要時間は弘前から藍内まで約1時間、運賃は760円である。

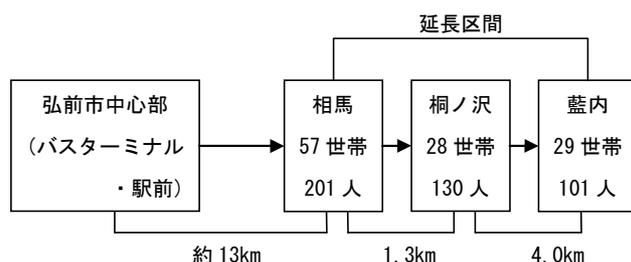


図. 主な停留所と世帯数・人口(開業時)

平成19年12月1日改正

弘前～ロマントピア(水木在家)・相馬・藍内線 35										
バスターミナル～弘前駅前～中土手町～下土手町②～大学病院前～市役所前～覚仙町 茂森新町～悪戸～湯口～五所局前～相馬中学校前～藤沢～相馬～立石～富田～藍内 ～桜井～ロマントピア										
バスターミナル発	下土手町②発	桜井発	ロマントピア前発	相馬着	藍内着	藍内発	相馬発	ロマントピア前発	桜井発	弘前駅前着(仲立口)
日祝運休	6:05	6:10	6:40	7:00		6:55	7:03	7:50
	7:40	7:49	8:20	8:45	聖徳高行	7:10	7:25	8:10
	9:05	9:14	9:45	10:05			日祝運休	聖徳高行
日祝運休	10:10	10:19	11:00			7:20	8:15
	11:10	11:19	12:00		8:50	9:05
	12:30	12:39	13:20			8:58	9:50
	13:45	13:54	14:25	14:50		10:10	10:25	11:10
	15:20	15:29	16:10			日祝運休	12:00
	16:05	16:14	16:45	17:05			11:10	13:10
	16:40	16:49	17:35		14:55	12:20	14:15
日祝運休	17:50	17:59	18:45			13:25	15:55
	18:40	18:49	19:20	19:40		15:03	17:10
							16:20	18:10
							17:40	18:30

図. 藍内線時刻表(○は延長された部分)

出典: 弘南バス

■ 効果と負担

効果

【通学手段の確保】【生活移動手段の確保】

- 1日平均11人の利用がある。高校生の通学や通院、買物に利用されている。雨、雪の日は利用が多い。住民自らが負担し、路線を維持したことによる地域の公共交通に対する意識向上の効果があつた。

負担

【住民負担】【市町村負担】

- 当初は延長部分の年間収支赤字を1,521千円と推定し、以下の通り住民と村(旧相馬村)で負担することとして運航開始。
住民負担:一戸当り、月1,000円の回数券購入
年間12千円×57世帯=684千円
村負担:1,521千円-684千円=837千円
- バスの補助制度が変わり、平成13年から国庫補助対象路線となったことから国と県による補助に切り替わり、現在、弘前市としての負担はゼロ。

■ プロセスと調整

協議の場の設定

【プロセス:体制構築】

- 村、2地区の住民代表、弘南バスは懇談や協議の場を持って検討を行ってきた。平成7年に協議会が立ち上がるが、その1年程前から懇談会を行って方向性を一致させる努力を行つた。住民負担によるバス路線維持の例として青森県鯉ヶ沢町の先行事例があり参考にした。協議会は弘南バスが事務局となり、負担方法やダイヤ、バス停位置等を決めた。現在も年1回程度は協議会を行っている。

住民の説得

【調整:対住民】【調整:対議会】

- 全世帯が回数券を購入することについては、マイカーしか利用しない人などからすぐに合意が得られた訳ではなかった。住民代表が中心になって地区内や他地区の住民の説得に当たつた。村議会でも賛否があつたが、住民負担があるなら村として負担することが認められた。

■ 創意工夫・知見・教訓

協議会の前に懇談会を実施

【知見:合意形成の場の設定】

- 平成7年に協議会が立ち上がって正式な検討が行われる前段階に、懇談会の場を活用して関係者の意識の共有が図られた。住民負担を伴う地域公共交通活性化策の実施に当っては十分な合意形成を行える場が必要である。

地域住民を巻き込む熱意

【知見:リーダーシップ】

- 熱意を持った住民代表の影響が大きかつた。同様の手法により青森県鯉ヶ沢町でバス路線が設置されていたことや、地元大学教授による村づくりやバス支援への取り組みの考え方が後押しとなつた。住民の交流とバス利用促進のため、「弘前・青森ねぶた祭りツアー」や住民親睦会等、バスを利用したイベントを毎年行っている。

■ 連絡先、参考 URL 等

連絡先：弘前市企画部企画課 電話 0172-35-1111

■ 資料編

伝統文化を守り支え合ってきた証



地区代表 藍内地区会長

福田光正

津軽の母なる岩木川を東に、相馬川を6キロ山間に更に2キロ、イワナ・ヤマメ・カジカ鳴く溪流に添って、山水画の如く現在27戸のわび住まいが点在する。集落をつなぐ全線2車線。幽谷の道を更に辿れば、県境越えて秋田大館へ直通。かつては、この道を膨大な国有林材が薪炭、また用材として馬から車に乗り変わり、町や村をうるおした往昔を偲ぶ人も今は少ない。

今日この道を、地域住民の積年の願いだつた路線バス藍内線が、多くの人々の力添えによって実現され、その利便性また安堵感は計り知れない文化の革命である。これとて今、行財政改革の波にさらわれようとしている。がしかし、雪5尺のこの地を終の住家として定めた人々には、他の誇れる事として一つもないが、この地には、今の助け合いも、ほのほのも、またふれあい交流も。とうの昔から一つの家族として、親から子へ伝統文化を守り支え合ってきた証がある。私もまた、その中の一人として多くの人々に感謝しながら共に暮らしていきたい。

出典：相馬村閉村記念誌（旧相馬村発行）

■ 資料編

相馬村藍内線バス運営協議会規約

(目的)

第一条 この協議会は、相馬村・相馬村藍内地区及び桐の木沢地区、弘南バス株式会社が藍内線バス運営に有機的な連携と合理的経営によって、相馬村藍内地区と桐の木沢地区住民の生活の向上と利便を図ることを目的とする。

(名称)

第二条 この協議会は、相馬村藍内線バス運営協議会（以下「協議会」という。）という。

(設置)

第三条 協議会は次に掲げる団体で設置する。
相馬村、相馬村藍内及び桐の木沢地区、弘南バス株式会社。

(協議事項)

第四条 協議会は、藍内線バス運行に関する次の事項について協議する。

- 一、バス路線の新設及び変更について。
- 二、運行時間の設定、変更及び停留所の新設、廃止について。
- 三、運賃及び乗車券並びに世帯当り回数券購入の取り扱いについて。
- 四、バス運行路線道路等の保全改良について。
- 五、回転場所の改善及び使用について。
- 六、その他の運営に関すること。

2 前項において決定した事項について、関係団体は誠意をもってその実態に努力するものとする。

(事務)

第五条 協議会の事務局は、弘南バス株式会社に置く。

(組織)

第六条 協議会は、十四名の委員をもって組織する。

(会長)

第七条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長の任期は、二年とし、再任することができる。

(会長の職務代理者)

第八条 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が、会長の職務を代理する。

(委員の選任)

第九条 協議会の委員は、村は村長、藍内及び桐の木沢地区は各地区会長、弘南バス株式会社は社長が選任し、相互に通知するものとする。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第十条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の運営に関し、必要な事項は協議会の会議で定める。
- 4 会議には、必要に応じて第三条に掲げる団体から関係者を出席させることができる。

(報告)

第十一条 協議会は、協議した事項の状況を関係団体に報告するものとする。

(雑則)

第十二条 この規約の試行に関し、必要な事項は協議会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成八年九月一日から施行する。